

### 第3節 ヒアリング調査の結果から

知的障害者の労働安全教育での指導事項を検討するためには、実際に労働安全教育を実施している事業所等での指導内容等を参考にすることが必要と考えられる。そこで第3章において述べたヒアリング結果を参考に検討する。

ヒアリングを実施した各事業所、及び養護学校、能力開発施設においては、それぞれ安全に関する指導が行われていたが、これらの中から職業前訓練において実施することが必要であり、また可能と考えられるものを取り出してみることにする。この場合、例えば「朝礼で安全について話す」といった一般的な内容のもではなく、具体的に目的を持った指導内容に関するものについて取り上げるのが適当と考える。

まず、比較的多かったものとしては、「自分の作業と関係ない機械類には近づかない」あるいは、このことと関連して「自分の作業の持ち場を離れない」といった内容を指導している事業所が7ヶ所あった（事業所名B、C、D、E、G、K、L）。これは、知的障害者を雇用する事業所では重要な事項と考えられる。また、具体的な作業設備に関連したものというよりは一般的な行動の習慣に関するものと考えられる事もでき、職業前訓練の場でも実施が可能であり、また必要な項目と考えられる。

荷物の運搬の仕方に関して、B校及びD施設、F施設で指導が行われていた。これは荷物の持ち運びの際に腰や背骨を痛めないための指導として行われていた。身体作業を中心とした業種で働く場合には身につけておいた方が良い事項と考えられ、職業前訓練の場でも指導は可能と思われる。

I事業所、L事業所、B養護学校、D能力開発施設では整理整頓に気をつけるように指導が行われていた。特にI事業所とD能力開発施設では、指導方法として、知的障害者（従業員または訓練生）が作業施設、設備等を巡視して危険箇所等を発見する「安全パトロール」（第2章参照）に該当する指導が行われていた。このような指導方法は職業前訓練の場でも可能なものであると考えられる。

J事業所、K事業所では「作業手順の理解」に関することが重要と考えられていた。「作業手順の誤り」は典型的な不安全状態の一つであり（西島,1996）、正しい手順で作業を行うことは安全上重要な事項と考えられる。決められた作業手順に従って作業を行うかどうかは、作業者の意識の持ち方にもよると考えられる。職業前訓練の場でもこのような意識づけは可能と思われる。

B校、及びF施設では、作業時の服装について重要視し指導を行っていた。E施設では訓練生が日常の訓練の中で作業着を着用していた。服装の乱れは、引っかかりや機械への巻き込まれ等により、労働災害の原因となる不安全な行動の一つの典型である（西島,1996）。作業に適したように服装を整えることは作業につく前に大切なことと考えられ、また職業前訓練の場でも指導を行うことが可能な事項と思われる。

G事業所、L事業所においては、「指差呼称」「指差唱和」が職場の中で行われていた。これは作業の要所要所で自分の行うべき行動について、「〇〇よし！」と対象をしっかりと指差し、大きな声で呼称し確認する動作である。指差呼称は、旧国鉄で慣行的に行われていたが、昭和48年頃から化学・装置産業

などで誤判断、誤操作の防止のため取り入れられた（中央労働災害防止協会, 1994）。指差呼称は、本来は作業の正確さを期すための確認行動の一つであったが、人間の誤判断、誤操作、誤作業を防ぎ、事故や災害の防止に役立つという効果が認められている（中央労働災害防止協会, 1996b）。職業前訓練における作業では特別に安全確認の動作などを行わなくても事故や災害の危険性はないと思われるが、訓練を受ける者に安全について意識させる上では有効な方法の一つと考えられる。

B校では、「安全標識」についての指導を行っていた。安全標識は、作業場において作業者が判断や行動の誤りを生じやすい場所、あるいは誤ると重大な災害を引き起こすおそれのある場所に、安全の確保を図るために表示する標識である（中央労働災害防止協会, 1994）。このような安全標識について就職する前に学習しておけば就職後実際の職場に入った際に知的障害者本人が安全な行動をとる上で役立つものと考えられる。

C施設では作業場の床に線を引き、工作機械が置いてある作業場所と通路を区別し、むやみに作業場所に入り込まないように指導を行っていた。これは先に述べた、自分の作業とは関係しない機械には近づかないように、という指導内容と類似しているが、むしろ作業場を移動する時には通路を通り、機械や工具をまたいで通るなどの行動をしないようにといった、作業施設内の移動の仕方について指導することを目的としたものと考えるのが適当と思われる。工場内を移動する際に、回り道をするのが面倒くさいからといって機械の下をくぐったりまたいで通ることは事故や災害のもとになる行動であり、そのような行動をしないように意識づけることは大切なことである。

G事業所では、必ずしも知的障害者のみを対象としたものではないが、「ヒヤリハット体験」による指導を行っていた。これは第2章において触れた安全活動の中の「ヒヤリハット報告」と同義であり、作業者が体験した事故経験をイラスト等で示し他の作業者とともにその原因や対策等について話しあう安全教育の一つの方法である。通常は「危険予知訓練」と呼ばれる安全教育の手法を取り入れる形で実施するのが一般的でありより有効な実施方法とされている（鎌形, 1996）。ヒヤリハット体験による指導は労働安全活動の一つとして、一般的に事業所で実施されているものであるが、知的障害者への有効性等については報告されたものは見あたらない。しかし、安全について考える態度を身につけるといった目的は労働安全に関する基本的な習慣の一つと考えることが出来、職業前訓練の場でも実施できるかどうか検討してみる余地はあるだろう。

能力開発施設（A、B、C）では金属加工や機械組立、木工作業が行われていた。そのため、ここでは卓上ドリルの刃を取り付ける際にドライバーを使用したり、木工作業ではハンマー等の手工具を使用するなど、訓練の過程で手工具が使用されることは多かった。知的障害者の職業前訓練を行っている訓練施設で各種の手工具を使用した作業が行われているかどうかは不明ではあるが、知的障害者が職業前訓練の場で、いくつかの手工具の正しい使い方を学習しておくことにより、就職した後、職場で同じ手工具を使用する際に、より安全に作業を行う上で役立つものと考えられる。

事業所で発生した労働災害等の事例を参考にすると、いくつかの事例で共通して見られたように、作業上で発生した何らかの事故等については自分で対応しないことをよく理解させることが大切であると

思われる。そのためには「上司へ報告すること」、またそのことと関連して「指示された以外の作業は行わない」ということを特に指導することが必要と思われる。

ヒアリング調査の中では、D事業所及びI事業所から、「通勤」あるいは「交通安全」に関する指導の必要性が述べられている。これは第2節で述べたことと同様に、一般的には労働安全に関係することと考えられるが、職業前訓練における労働安全教育とは関連づけずに、別に指導を行うことが適当であると考えられる。

## 第4節 地域センターに対する調査の結果から

地域センターに対する調査の詳しい集計結果等については、第4章及び巻末の資料3において述べた通りであるが、その結果を踏まえてさらに検討する。調査の結果においては、表4-6が実際に指導している内容を示したものであり、実際の状況を最もよく示したものと言えるが、それ以外に表4-3（安全に関して不安を感じる事項）や表4-4（職業前訓練において実施する必要があると思われる事項）の内容も参考にすることが必要である。

表4-3、4-4、4-6に関して、比較的回答数が多かったもの（便宜的に回答数が10以上のもの）を取り上げて見ると、表4-3では「各種の道具・工具類等の使い方に関するもの」「運搬に関するもの」「機械等の危険物との接触に関するもの」「通行に関するもの」となっており、表4-4では「各種の道具・工具類等の使い方に関するもの」「事故・災害等への対応に関するもの」、表4-6では「各種の道具・工具類の使い方に関するもの」「整理整頓や荷物の置き方に関するもの」「服装に関するもの」「運搬に関するもの」「機械等の危険物との接触に関するもの」「作業中の合図・声かけに関するもの」となっている。これらの項目はアンケートの回答内容の中でも、知的障害者の職業前訓練において特に必要な項目ということであり、マニュアルの中で取り上げる必要がある事項である。また、これらの項目については、何れも職業前訓練の中で取り上げる必要がある基本的な訓練内容に関するものと考えられ、知的障害者の就職後に役立つ内容のものと考えられる。

表4-4では「事故・災害等への対応に関するもの」という項目がある。その内容は、作業場面等で不測の事態が起きた場合の対処・避難の仕方、あるいはけがをした場合等への対処の仕方に関するもので、何れも労働安全に関連した問題ではある。この項目は回答数としても決して少なくはなく、各地域センターにおいては必要な指導内容と考えられるが、第2節のテキストの中の「事故が起きたら」「救急処置」という項目と同様に、個別の施設・設備等に関するものであったり、また、指導内容等を別に検討する必要性も考えられ、職業前訓練で使用するマニュアルの中で取り上げるには難しい内容であるように思われる。

## 第5節 知的障害者の労働安全教育の内容について

以上の第2節、第3節及び第4節において述べたことをもとに知的障害者の労働安全教育の内容を検討する。

ヒアリング調査の中で述べられていた事項として、「荷物の運搬の仕方」、「整理整頓について」、「作業時の服装」、「安全標識の指導」については、テキストの中で述べられている事項と一致した内容である。また、特に整理整頓や荷物の置き方に関する指導や運搬に関する指導、服装に関する指導は、アンケート調査の結果（表4-6）から見ても、職業準備訓練の中で様々な観点から指導されているものであった。これらの指導内容は労働安全教育の中でもより基本的なものであり、職業前訓練の場で指導する必要がある事項と言えるだろう。

テキストの中では「正しい作業行動」という項目がある。これは、無理のない行動、標準的な作業方法等について述べたものであった。また、ヒアリング調査にもあった作業手順に関する事項も含めて考えることが出来ると思われる。職業前訓練の場での指導目的は、より基本的な労働習慣の一つとしての労働安全教育であるため、ここでは、作業に関する基本的な事項として、定められた作業手順を守る、という項目にまとめることが適当と思われる。

またヒアリング調査の中で、能力開発施設において、床にテープで線を引き機械類が置いてある作業場所と、それ以外の場所を区別するという取り組みがあった。これは工場内での通路の確保に関することと考えられることから、テキストにある「通行」に関することとしてまとめることが適当と思われる。

テキストを参考に検討したところ、危険予知訓練の実施の可能性が考えられた。また、ヒアリング調査では、ヒヤリハット体験による指導が行われていた（G事業所）。これは第2章で述べたように安全態度に関する教育手法の一つであるが、一般的には、ヒヤリハット体験の指導は通常は危険予知訓練の手法を用いて行うことがより有効とされている（鎌形, 1996）。ヒヤリハット体験の指導が実際に知的障害者にも行われていることから、危険予知訓練の適用の可能性についても検討する余地はあると言えるだろう。また、アンケート調査においても、「質問4 職業準備訓練において知的障害者の労働安全教育として行った方が良いと考えられる指導事項の内容」の回答の中の「その他の意見」として分類された項目において「KYT（危険予知トレーニングやQCサークルのような活動の導入）」という意見が述べられている（資料3）。このことから、本研究で危険予知訓練について検討することは妥当であると考えられる。

ヒアリング調査の中で、事業所において指差呼称が行われていることが述べられていた。「指差呼称」は、表5-1には現れていないがその必要性や有用性を説いた資料は多く、指導項目として取り上げることが適当と考えられる。

具体的な作業内容に関係するものとして、手工具についてテキストでは述べられていた。また、ヒアリング調査でも、能力開発施設では作業との関係でいくつかの工具類についてその使用方法等が指導されていた。比較的使われる頻度の高い手工具の正しい安全な使用方法に関する指導は、就職した後で役

立つことも考えられ、また、工具類についての安全の意識を高める上でも有効と考えられる。ところで、アンケート調査の結果では「各種の道具・工具類等の使い方に関するもの」について、その必要性に関して、また実際に指導している内容としても最も多かった。ただし、この項目の中に分類されている回答内容は実際には給湯設備の使い方等の作業設備以外のことに関するものも含まれるため、その範囲をどこまで考えるかは考慮が必要である。一般の労働安全に関する解説書の中には、工場内の作業とは直接関係ない内容、例えば湯沸かし場での事故の危険性等を危険予知訓練を使って指導する方法について述べたものもある（田辺, 1995）。このような内容の指導も職業前訓練においては必要なものではあるが、ここで目的としているのは、就職した際に共通して必要とされる可能性がある項目について労働安全教育を行うことであり、作業行動とあまり関係しない事柄についてマニュアルの中で取り上げるのは適当ではないように思われる。そのため、作業活動等の中で使われる各種の道具類の使い方に関する事項について指導を行うことが適切と考えられ、職業前訓練の中では、主に手工具類等のより基本的な道具の使い方に関して指導を行うことが適当と思われる。

ヒアリング調査の中では、特に「指示や報告の必要性」及び、「自分の作業と関係ない機械類には近づかない、持ち場を離れない」といった指導の必要性が考えられた。これは知的障害者を雇用する中で必要と考えられたものであり、特に取り入れる必要がある事項と思われる。ところで「自分の作業と関係ない機械類には近づかない、持ち場を離れない」といった指導内容は、要点は、知的障害者が危険性のある機械類に接触する危険性に対する指導として述べたものである。そしてこれは、ヒアリング調査にもあった、「知的障害者は危ないものへの意識が不足している人が多い」（I 事業所）や「…安全についての意識が十分でないと感じることがある」（B 事業所）、「けがをすることの怖さを知らない人が多いように感じられる」（D 事業所）、「経験の不足から安全の意識が不足している」（B 校）、などの意見にも見られるように、知的障害者の危険なものへの意識の不足、ということとも関連づけて考えることも出来ると思われ、より直接的には、機械類に関する危険性について教えることとし、その中で、例えば回転物との接触の危険性に関することや、自分の持ち場を離れたりしないように指導を行う、という内容にまとめることが出来るだろう。また、アンケート調査の結果（表4-6）で、「機械等の危険物との接触に関するもの」という指導内容についても13件の回答があり、やはり大切な内容と考えられる。

この他、アンケート調査の中で、「作業中の合図・声かけに関するもの」についての回答があった。回答数として少なくはなく、その内容は、他の訓練生との共同作業に関するものであり、共同運搬作業等の場合に声を掛け合うことについて述べたものである。これは安全上大切なことであるが、一つの安全指導の内容というよりは細かい注意事項に関することと考えられ、他の指導事項（荷物の運び方等）の中で記述することが適当と考えられる。

以上のことから、知的障害者に対する労働安全教育の指導項目としては、表5-2に示すものが適当と考えられる。表5-2において、通行に関することと機械類の危険性に関することは、他の項目に比べて細かい内容のこととも考えられ、「不安全行動の防止」という項目で括って示してある。

表 5 - 2 知的障害者に対する労働安全教育の内容等

訓練事項	目的及び指導上の要点
1. 作業服装	①作業服の着方（ファスナー、袖口、ズボンの裾、靴ひも、靴の履き方）に気をつけさせる ②服装の乱れが労働災害につながることを理解させる
2. 不安全行動の防止	①通行に関すること（作業場所での通行のし方、入っても良い場所、立入禁止の場所があること等の理解等） ②機械類の危険性を理解させむやみに触るなどの行動をしないように意識づける。 ③その他一般的な不安全行動の防止に関する事項
3. 整理整頓	①不安全な片づけ方や物の置き方をしないことを教える ②一般的な物の片づけ方を教える ③整理整頓の悪さが災害につながることを理解させる
4. 作業手順に関すること （標準作業）	①作業は必ず所定の手順で行うようにする（自分でやり方を変えない、手順飛ばしをしない） ②手順を守らない事による事故の可能性を教える ③他の人が正しくないやり方をしているとしても真似をしないようにする
5. 荷物の持ち方、運び方	重量物を取り扱う際に、腰を痛めない持ち上げ方、安全な運び方を体得させる（平地、階段、共同作業等）
6. 手工具	ドライバー、スパナ、ハンマー等の手工具についてその正しい使い方を理解させ、間違った使い方をするとけがをする可能性があることを教える。
7. 安全標識	基本的な安全標識の意味が理解でき、実際に自分で判断出来るようにする。標識の形と意味、文字の意味などを理解させる。
8. 危険予知訓練	訓練生自身に安全について考える習慣を身につけさせる
9. 指差呼称	作業の結果や手順の確認等で指差し呼称を行わせることで安全を意識させる
10. 指示・報告の重要性	上司の指示を聞いて行動する（勝手に作業を行わない）、作業中の異常等は担当者に報告させる。